

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

不発弾等の取扱いについて

発見された不発弾その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の取扱いについては、不発弾等の取扱いについて（平成27年生環甲達第1号、以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、今後は下記のとおり運用することとしたので、事務手続上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、廃止する。

記

1 不発弾等の範囲

(1) 陸上自衛隊が処理する不発弾等

ア 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で陸上で発見されたもの

イ 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等。ただし、直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。

ウ その他陸上自衛隊の方面総監がア及びイに類する不発弾等と認めるもの

(2) 海上自衛隊が処理する不発弾等

ア 海上に浮遊している機雷その他の爆発性の危険物

イ 漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの

ウ その他海上自衛隊の地方総監がア及びイに類する不発弾等と認めるもの

2 事前対策

地域の住民、学校等に対し不発弾等の危険性について十分に広報するとともに、不発弾等が頻繁に発見される地域にあっては、関係機関、団体等に働きかけを行い、連絡会議を開催するなど、緊密な連携による諸対策の推進に努めること。

3 警戒措置等

- (1) 警察署長は、不発弾等を発見し、又は発見の届出があったときには、直ちに警察職員を臨場させ、必要に応じて危険区域であることを明示した看板及び縄張りを設置する等、応急的な立入禁止等の警戒措置をとるとともに、別添「不発弾等発生状況報告（通知）書」に不発弾等の特徴が分かる画像又は図面を添付して生活環境課に即報すること。

即報を受けた生活環境課長は、担当職員を派遣するなどして、不発弾の判別及び保安措置に関する支援を実施すること。

- (2) 不発弾等が直ちに爆発する危険性がなく、発見現場における警戒措置を要しない

ものについては、盗難等の防止のため一時保管の措置を行うこと。

- (3) 不発弾の種類、数量及び付近の居住状況等から、住民の避難、立入禁止及び通行の禁止又は制限等の危害防止のための警戒等の措置が必要と判断される時は、迅速かつ確実に実施すること。
- (4) (3)のほか、不発弾等の処理に際し、危害防止上必要とする住民の退避、通行の禁止又は制限その他の警戒措置について、当該区域の警備責任者たる陸上自衛隊の方面総監又は海上自衛隊の地方総監（以下「方面総監等」という。）から要請を受けた場合は、所要の措置を実施すること。
- (5) 自衛隊が不発弾等の処理を完了するまでの間、公共の安全のため必要な警戒措置を執る上において、自衛隊の技術援助が必要と認められるときは、方面総監等に対し、生活環境課を通じて技術援助の要請を行うものとする。

4 処理要請

- (1) 自衛隊に対する不発弾等の処理の要請は、生活環境課から方面総監等に対し、不発弾等の種類、数量、状態及びその所在地並びに付近の状況等の参考事項を付して行うものとする。
- (2) (1)の要請を実施するに当たっては、不発弾等を発見し、又は発見の届出を受けた後、直ちに電話等により処理要請について事前通報を行い、その後速やかに文書による要請を行うものとする。

5 寺社仏閣に奉納された砲弾への対応

寺社仏閣に奉納された砲弾（以下「奉納弾」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 届出受理時の対応

寺社仏閣、付近住民等から届出を受けた際は、4に準じ方面総監等に対し、技術援助の要請を行い、処理及び回収を依頼するものとする。

(2) 寺社仏閣に対する説明

自衛隊が行う奉納弾の処理は、寺社仏閣が処理に応じることが前提となるため、寺社仏閣が処理を拒否した場合は、危険性や爆発した場合の被害、付近住民の不安等を十分に説明し、処理に応じるよう説得すること。

なお、届出を受けた奉納弾について、火薬がないことが明らかである場合は、回収する必要はないが、火薬の残留が不明である場合、警察や自衛隊に残留を確認する手段がないことから、火薬類取締法違反等での差押えについては慎重に判断すること。

また、火薬の残留が明らかである場合は、火薬類を所持するのは消費が前提であるため、消費することがない火薬類は残火薬類となり、廃棄等の措置が求められるため、当該奉納弾を所持することはできない。

(3) 処理時の警戒等

奉納弾の処理を自衛隊が行う場合において、処理方法により、住民の退避、通行の禁止又は制限その他の警戒措置が必要であるとして、自衛隊から要請を受けたときは、3(4)に準じ、所要の措置を実施すること。

(4) 自治体との連携

自治体が対策本部の設置を決定した場合は、関係機関と連携して対応するものとする。

る。

なお、処理にかかる費用負担については、自治体が判断することとなるが、自治体が寺社仏閣に費用負担を命ずる場合も考えられ、後の紛争に発展するおそれもあることから、自治体に対して費用面について事前に寺社仏閣に説明するよう助言しておくこと。

6 その他

不発弾等の状態や発見現場の状況等から、社会的反響が予想される場合や、特に迅速な処理を要すると認められるものについては、生活環境課を通じ警察庁保安課に即報するものとする。

(別添省略)